

つきの市出店要項

目的：農産物の販路拡大、一駅逸品のPR及び販売

日時：毎月第2・第4日曜日の定期開催9：00～11：30の予定

(天候等により前後することがあります)

場所：大月市七保町葛野 公正屋大月東店 駐車場内

◆出店者条件・出店料について

・出店に際し、居住の市内外、法人個人は問いませんが、農産物の提供者のみ市内在住者に限りません。

・提供する商品やサービスには、大きな制約はありませんが、山梨県や大月市にゆかりがあってオリジナリティのある商品が望ましいです。

・開催日当日に出店している各店の売上げの総合計が、30,000円以上の場合は、出店料を徴収します。徴収する金額は別表のとおりです。

ただし、各店の売上げの総合計が30,000円以上であっても、自店の売上げが2,000円未満であった出店者からは、出店料を徴収しません。

別表

自店の売上げ額	出店料
2,000円未満	徴収しない
2,000円以上～5,000円未満	300円
5,000円以上～10,000円未満	500円
10,000円以上	1,000円

・開催日当日に出店している各店の売上げの総合計が、30,000円未満の場合は、出店料は徴収しません。

・飲食関連の販売については、イベント等での臨時営業許可や移動食品の営業許可証を取得している方に限ります。

・出店される方には「つきの市出店者会」に加入していただきます。(登録料：無料)

・つきの市開催中は、途中入場・途中退場は、出来ません。(緊急の場合を除く)

◆留意事項

・市の当日における出店の開始や終了などは、事務局の指示に従ってください。

・出店場所は、会場内自由ですが、すでに出店している出店者と相談してください。

・市終了後に出店料を徴収いたします。その際、売上げを報告して頂きますので、ご理解ください。

・電気、ガスなどは、会場内にごさいません。各自ご用意ください。

また、ご使用にあたり、使用上の注意を確認し十分に注意をしてください。

・販売後には、しっかり周囲の清掃をしてください。

・出店に関する事故・トラブルなどについては、事務局は一切責任を負いかねますので、出店者側でのご対応をお願いします。

・お客様からのクレームなどが発生した場合、これに対する改善を指示することがありますが、その際には、速やかに事務局の指示に従ってください。

◆申込み・お問い合わせ先（事務局）

大月市産業観光課農林業担当 メールアドレス sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp

電話 0554-20-1833 FAX 0554-20-1533